

「施設基準パーフェクトブック 2020 年度版」正誤表

本書の内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともにここに訂正いたします。

頁	訂 正 前	訂 正 後																																				
P. (13) 目次	<table border="1"> <tr> <td>第1章 施設基準管理士の役割</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施設基準とは？</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>施設基準の歴史</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>医療機関の課題</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>資格創設の背景</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士の定義と期待</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士の仕事</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士のスキル</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士が生み出す価値</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士のキャリア</td> <td>30</td> </tr> </table>	第1章 施設基準管理士の役割	1	施設基準とは？	2	施設基準の歴史	3	医療機関の課題	24	資格創設の背景	25	施設基準管理士の定義と期待	26	施設基準管理士の仕事	27	施設基準管理士のスキル	28	施設基準管理士が生み出す価値	29	施設基準管理士のキャリア	30	<table border="1"> <tr> <td>第1章 施設基準管理士の役割</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施設基準とは？</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>施設基準の歴史</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>医療機関の課題</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>資格創設の背景</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士の定義と期待</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士の仕事とスキル</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>施設基準管理士が生み出す価値とキャリア</td> <td>30</td> </tr> </table>	第1章 施設基準管理士の役割	1	施設基準とは？	2	施設基準の歴史	3	医療機関の課題	26	資格創設の背景	27	施設基準管理士の定義と期待	28	施設基準管理士の仕事とスキル	29	施設基準管理士が生み出す価値とキャリア	30
第1章 施設基準管理士の役割	1																																					
施設基準とは？	2																																					
施設基準の歴史	3																																					
医療機関の課題	24																																					
資格創設の背景	25																																					
施設基準管理士の定義と期待	26																																					
施設基準管理士の仕事	27																																					
施設基準管理士のスキル	28																																					
施設基準管理士が生み出す価値	29																																					
施設基準管理士のキャリア	30																																					
第1章 施設基準管理士の役割	1																																					
施設基準とは？	2																																					
施設基準の歴史	3																																					
医療機関の課題	26																																					
資格創設の背景	27																																					
施設基準管理士の定義と期待	28																																					
施設基準管理士の仕事とスキル	29																																					
施設基準管理士が生み出す価値とキャリア	30																																					
P. (14) 目次 上から18行 目	<table border="1"> <tr> <td>施設基準 告示</td> <td>施設基準 通知</td> </tr> <tr> <td>第五 一</td> <td></td> </tr> </table>	施設基準 告示	施設基準 通知	第五 一		<table border="1"> <tr> <td>施設基準 告示</td> <td>施設基準 通知</td> </tr> <tr> <td>第五 一</td> <td>別添2</td> </tr> </table>	施設基準 告示	施設基準 通知	第五 一	別添2																												
施設基準 告示	施設基準 通知																																					
第五 一																																						
施設基準 告示	施設基準 通知																																					
第五 一	別添2																																					
P.19	Point3 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現	Point3 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進																																				
P44 図表 22の下	続いて届出番号、連絡先の担当者名、電話番号を記入します。	続いて連絡先の担当者名、電話番号を記入します。																																				
P44 図表 23	<table border="1"> <tr> <td>届出番号</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> </table>	届出番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>届出番号</td> <td></td> </tr> </table>	届出番号																																	
届出番号	〇〇〇〇〇〇〇〇																																					
届出番号																																						
P.106 中央	基準を満たす患者の割合	基準を満たす患者の割合																																				
P.107 右下	・救命救急入院料2、特定集中治療室管理料の基準を満たす患者の割合 <table border="1"> <tr> <td>救命救急入院料2</td> <td>8割又は7割</td> </tr> </table>	救命救急入院料2	8割又は7割	・救命救急入院料2・4、特定集中治療室管理料の基準を満たす患者の割合 <table border="1"> <tr> <td>救命救急入院料2、4</td> <td>8割又は7割</td> </tr> </table>	救命救急入院料2、4	8割又は7割																																
救命救急入院料2	8割又は7割																																					
救命救急入院料2、4	8割又は7割																																					
P109	4. 勤務実績表の作成にあつたての留意点	4. 勤務実績表の作成にあつたての留意点																																				
P.110 5.看護職員の配置の確認	[例2] ② 1日の看護職員配置人数（実績） 6,570時間－（22人×30日×8時間）÷（30日×8時間） ＝5.37人÷5（小数以下切り捨て） ⇒ 1日の最小必要人数4人に対し、1日の配置数の実績が5人である	② 1日の看護職員配置人数（実績） 6,570時間－（22人×30日×8時間）÷（30日×8時間） ＝5.37人÷5.3人（小数点第2位以下切り捨て） ⇒ 1日の最小必要人数4人に対し、1日の配置数の実績が5.3人である																																				
P.110 6.看護補助者の配置の確認	[例3] 看護補助者の総勤務時間数：3,869時間 ② 月平均1日当たり看護補助者配置数（実績） 3,869時間÷（30日×8時間）＝16.12人÷16.1人（小数点第2位以下切り捨て） ⇒ 月平均1日当たり看護補助者配置必要数7人に対して、月平均1日当たり配置数の実績が16.1人である	看護補助者の総勤務時間数：2,962時間 ② 月平均1日当たり看護補助者配置数（実績） 2,962時間÷（30日×8時間）＝12.34人÷12.3人（小数点第2位以下切り捨て） ⇒ 月平均1日当たり看護補助者配置必要数7人に対して、月平均1日当たり配置数の実績が12.3人である																																				
P114 左12行目	延べ夜勤数	延べ夜勤時間数																																				
P123,P133 P140,P144 P150,P157 P163, P.940 タイトル	第5 入院基本料の届出に関する事項	第2 病院の入院基本料等に関する施設基準																																				
P.1611 特掲診療料等の基準一覧（抜粋）	画像診断通則4.5 画像診断管理加算 その他の要件等 ・放射線科を標榜している保険医療機関 ・放射線科を標榜している病院 ・放射線科を標榜している特定機能病院	・放射線科を標榜している保険医療機関 ・放射線科を標榜している病院 ・放射線科を標榜している特定機能																																				
P.1618 1行目	B001・23 がん患者医学管理料	B001・23 がん患者指導管理料																																				
P.1620	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>従事者</td> <td>従事者1人の患者数</td> <td>専有面積</td> </tr> <tr> <td>I 007 精神科作業療法</td> <td>ST1 名以上</td> <td>1人で1日 50人</td> <td>ST1 人に対し 50㎡を基準</td> </tr> </table>		従事者	従事者1人の患者数	専有面積	I 007 精神科作業療法	ST1 名以上	1人で1日 50人	ST1 人に対し 50㎡を基準	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>従事者</td> <td>従事者1人の患者数</td> <td>専有面積</td> </tr> <tr> <td>I 007 精神科作業療法</td> <td>OT1 名以上</td> <td>1人で1日 50人</td> <td>OT1 人に対し 50㎡を基準</td> </tr> </table>		従事者	従事者1人の患者数	専有面積	I 007 精神科作業療法	OT1 名以上	1人で1日 50人	OT1 人に対し 50㎡を基準																				
	従事者	従事者1人の患者数	専有面積																																			
I 007 精神科作業療法	ST1 名以上	1人で1日 50人	ST1 人に対し 50㎡を基準																																			
	従事者	従事者1人の患者数	専有面積																																			
I 007 精神科作業療法	OT1 名以上	1人で1日 50人	OT1 人に対し 50㎡を基準																																			
P.1631	【その都度届出が必要となるもの】 ○届けた医療従事者の変更	左記の項目に以下を追加 ・精密触覚機能検査 ・歯科麻酔管理料																																				

頁	訂 正 前	訂 正 後																
P.1631	【施設基準の届出以外に必要な届出や報告】 ○申請・届出 ・施設基準に係る事態届	・施設基準に係る辞退届																
P.1635 保険外併用 療養費制度	<table border="1"> <tr><td>先進医療部分（全額自己負担）=20万円</td></tr> <tr><td>診察・検査・投薬・入院料等 （通常の治療と共有する部分）=56万円</td></tr> <tr><td>自己負担=24万円</td></tr> </table>	先進医療部分（全額自己負担）=20万円	診察・検査・投薬・入院料等 （通常の治療と共有する部分）=56万円	自己負担=24万円	<table border="1"> <tr><td>先進医療部分（全額自己負担）=20万円</td></tr> <tr><td>診察・検査・投薬・入院料等 （通常の治療と共有する部分）=56万円</td></tr> <tr><td>自己負担=24万円</td></tr> </table>	先進医療部分（全額自己負担）=20万円	診察・検査・投薬・入院料等 （通常の治療と共有する部分）=56万円	自己負担=24万円										
先進医療部分（全額自己負担）=20万円																		
診察・検査・投薬・入院料等 （通常の治療と共有する部分）=56万円																		
自己負担=24万円																		
先進医療部分（全額自己負担）=20万円																		
診察・検査・投薬・入院料等 （通常の治療と共有する部分）=56万円																		
自己負担=24万円																		
P.1665 第2回認定 試験解答	<table border="1"> <tr><td>基礎科目</td><td>問 17</td><td>専門科目</td><td>問 20</td></tr> <tr><td></td><td>⑤</td><td></td><td>1</td></tr> </table>	基礎科目	問 17	専門科目	問 20		⑤		1	<table border="1"> <tr><td>基礎科目</td><td>問 17</td><td>専門科目</td><td>問 20</td></tr> <tr><td></td><td>② ⑤</td><td></td><td>1 2</td></tr> </table>	基礎科目	問 17	専門科目	問 20		② ⑤		1 2
基礎科目	問 17	専門科目	問 20															
	⑤		1															
基礎科目	問 17	専門科目	問 20															
	② ⑤		1 2															

P.1596～P.1604 の【手術の通則の5および6により掲示が求められている手術の区分】対象手術

頁	訂 正 前	訂 正 後
P.1598～ P.1600 区分1～3 及びその 他の区分 ア、ウ～オ 対象手術	K 526-2 内視鏡的食道粘膜切除術 K 529-3 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術 K 710-2 腹腔鏡下脾固定術 K 719-6 腹腔鏡下全結腸・直腸切除囊肛門吻合術 K 732-2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍に対する直腸切除術後のものに限る。）	削除 追記 K 496-2 胸腔鏡下膿胸膜又は胸膜肺切除術 51,850点 K 496-4 胸腔鏡下膿胸腔搔爬術 32,690点 K 514-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 1 部分切除 60,170点 2 区域切除 72,640点 3 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの 92,000点 K 526 食道腫瘍摘出術 2 開胸又は開腹手術によるもの 37,550点 3 腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの 50,250点 K 537-2 腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術 42,180点 K 779-3 腹腔鏡下移植用腎採取術（生体） 51,850点
	K 732-3 副腎悪性腫瘍手術 （1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。） K 732-4 経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む。） K 732-5 経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む。） K 732-6 移植用腎採取術（生体） K 890 卵管鏡下卵管形成術	K 756 副腎悪性腫瘍手術 （1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。） K 764 経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む） K 765 経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む） K 779 移植用腎採取術（生体） K 890-2 卵管鏡下卵管形成術
P.1600～ P.1602 区分4 腹腔 鏡下、 胸腔鏡下 の手術 (通則5)	K 496-2 胸腔鏡下膿胸膜又は胸膜肺切除術 K 496-4 胸腔鏡下膿胸腔搔爬術 K 514-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 K 526 食道腫瘍摘出術 K 534-4 腹腔鏡下横隔膜電極植込術 K 537-2 腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術 K 554-2 胸腔鏡下弁形成術 K 555-3 胸腔鏡下弁置換術 K 562-2 胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術 K 627-3 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術 K 627-4 腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術 K 642-3 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術 K 643-2 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術 K 654-4 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの） K 656-2 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの） K 684-2 腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	削除

	K 695-2 腹腔鏡下肝切除術 K 700-3 腹腔鏡下脾腫瘍摘出術 K 702-2 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術 K 703-2 腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術 K 754-3 腹腔鏡下小切開副腎摘出術 K 769-3 腹腔鏡下小切開腎部分切除術 K 772-3 腹腔鏡下小切開腎摘出術 K 773-3 腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術 K 785-2 腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術 K 802-4 腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術 K 803-2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 K 803-3 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術 K 843-2 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 K 843-3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術 K 865-2 腹腔鏡下仙骨腔固定術 K 879-2 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術	
P.1600～ P.1602 区分4 腹腔 鏡下、 胸腔鏡下 の手術 (通則 5)		追記 K 487 漏斗胸手術 3 胸腔鏡によるもの 39,260 点 K 529-3 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術 109,240 点 K 667-3 腹腔鏡下食道噴門部縫縮術 15,190 点 K 886 子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの 21,370 点 K 887 卵巢部分切除術（腔式を含む。） 2 腹腔鏡によるもの 18,810 点 K 887-2 卵管結紮術（腔式を含む。）（両側） 2 腹腔鏡によるもの 18,810 点 K 887-3 卵管口切開術 2 腹腔鏡によるもの 18,810 点 K 888 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの 25,940 点 K 888-2 卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術、 子宮卵管留血腫手術（両側） 2 腹腔鏡によるもの 25,540 点 K 912 異所性妊娠手術 2 腹腔鏡によるもの 22,950 点 K 913-2 性腺摘出術 2 腹腔鏡によるもの 18,590 点
P.1602 その他の区 分イ 乳 児外科施 設基準対 象手術 (通則 6)	K 684-2 腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	削除

※P.1596～P.1604 の【手術の通則の 5 および 6 により掲示が求められている手術の区分】（補足資料）の訂正版は、こちらの URL よりダウンロードできます。 ⇒ <https://www.e-sanro.net/86326-300-11/>